

平成 29 年 12 月 5 日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

入札の注意事項（ガラスびん）

入札には、以下の条件を了承のうえ、参加してください。

1. 本入札は平成 30 年度 1 年間の単年度入札です。年度途中での再入札はおこないません。

2. 入札の対象

「平成 30 年度ガラスびん入札条件リスト」（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会ホームページ上の「平成 30 年度オンライン手続き」（<https://reinscp.jcpra.or.jp/>）をご参照ください）に記載のとおりです。

3. 入札参加資格及び入札参加の単位

- (1) 再生処理事業者の入札参加資格は、当協会への登録を完了していることです。（平成 29 年 11 月 17 日付で当協会ホームページの「平成 30 年度登録事業者リスト」に掲載された平成 30 年度登録再生処理事業者。）
- (2) 再生処理事業者と運搬事業者が、ジョイントグループを形成する場合は、平成 29 年 11 月 17 日付で当協会ホームページに掲載した「運搬事業者とジョイントグループを形成する際の準則」を遵守してください。（資料 1-5 参照）
- (3) 再生処理と運搬を同一事業者が行う場合も準則を遵守してください。
- (4) 運搬事業者の期中追加は原則として認めません。ジョイントを形成する運搬事業者の事業状況等を勘案して、余裕のあるジョイントを形成してください。

4. 入札参加者の必須条件等

入札に参加する事業者は、次の条件を満たしていることが必要になります。

(1) 一般的事項

- ① 事業者登録規程の条件を満たしていること。
- ② 公正かつ適正な入札価格（再商品化単価）を提示すること。
- ③ 常時連絡可能な連絡先を有していること。
- ④ 積み込み用機材（例：フォークリフト、ショベルローダー等）が操作できること。（必要な資格を有すること）
- ⑤ 市町村の依頼に応じて、2 週間以内に引取運搬が行えること。
- ⑥ 契約期間中の運搬・再生処理業務が保証されること。
- ⑦ 再商品化実施の契約期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとするが、契約期間中に引き取りを行い契約期間後に再商品化が行われるもの等、期末の取り扱いについては、資料 4 「ガラスびん再商品化実施契約書」（見本）の記載内容に従うこと。
- ⑧ その他、資料 4 「ガラスびん再商品化実施契約書」（見本）の記載内容を守れること。

(2) 特記事項

- ① 「再商品化」は、法施行令第 9 条の規定に基づき自ら実施することとなります。従って、再委託することは認められません。ジョイントを組んだ運搬事業者以外の運搬事業者への委託も再委託になります。

- ② ガラスびん等窯業原料用のカレット再生処理事業者への運搬は、ガラスびん等に悪影響を与える異物となる土石、鉋さい等の混入の恐れがある車輛で運搬しないこと。

5. 入札に当たっての注意事項

- (1) 原則として、市町村の1保管施設につき、1再商品化事業者の担当となります。ただし、政令指定都市等において収集量が著しく多い保管施設の場合や、保管施設が複数の市町村等で共有された場合は、1保管施設に複数の事業者が選定される場合もあります。
- (2) 各保管施設の引取条件等（10トン車の乗り入れ可能、積み込み機材の有無等）は、平成30年度ガラスびん入札条件リストに提示されています。
- (3) 入札を行う際は、平成30年度ガラスびん入札条件リストに記載された保管施設特記事項、引取条件特記事項を確認したうえで入札を行ってください。
- (4) 市町村の入札対象数量は計画数です。実績については変動するものであり、増加又は減少した場合も同一単価で支払いを行います。（変動に対する保証はありません。）
- (5) 再商品化単価は、(a) 再生処理費、(b) 引取運賃、(c) 納入運賃、(d) 販売価格を入力すると、自動的に計算されます。（消費税及び地方消費税は含まない）
- (6) なお、上記(5)の計算結果がマイナスになった場合も入札は有効です。
- (7) 入札に関する費用は入札する方の負担となります。
- (8) 当協会より施設の現地検査、入札価格の明細、並びに再商品化製品利用事業者の施設調査等を求めることがあります。
- (9) 落札者の選定方法、選定結果の連絡方法については、別添の「平成30年度ガラスびんの再商品化事業者の入札選定方法および選定結果の連絡方法について」（資料2）をご覧ください。
- (10) 公益財団法人容器包装リサイクル協会は、選定結果に関する情報をホームページにて公表しています。公表内容は「保管施設名」「特定分別基準適合物の種類」「再生処理事業者名」「再商品化手法」「落札トン数」「落札単価（円／トン）」です。
- (11) 本「入札の注意事項（ガラスびん）」の条件を満たしていない方は、入札結果が無効となりますので、ご注意ください。
- (12) なお、再商品化委託料金は、「再商品化」が達成されたとき、即ち販売出荷時点でその実績に応じて支払います。（再商品化業務フロー（資料9）を参照してください。引取運搬、再生処理しただけでは再商品化が達成したとは見做しません。）

支払額の考え方は、次の通りです。

支払額（円）＝ {再商品化製品販売数量（トン）÷再商品化率} ×再商品化単価（円／トン）

※再商品化率は、「再商品化実施契約書」第21条に記載のとおり。なお、{再商品化製品販売数量（トン）÷再商品化率}の上限は、市町村からの引き取り数量（トン）となります。

6. 入札への参加方法

入札は電子入札により実施致します。以下の手順に従って入札を実施してください。

(1) 入札への参加に必要な電子証明書について

電子入札においては、代表事業者の代表者に電子証明書による電子署名を行っていただく必要があります。

未だ電子証明書を取得していない場合は、早急に「電子証明書正式申込書類一式」を株式会社帝国データバンクへ送付し、入札までに電子証明書の購入を完了してください。(問い合わせ先は、以下を参照願います。電子証明書の入手には、2～3週間程度が必要です。)

【電子証明書の手続きに関する問い合わせ先】

株式会社帝国データバンク 電子認証局ヘルプデスク

T E L : 0570-011999

受付時間 : 9:00～17:00

(土日、祝祭日、年末年始12月30日から翌年1月4日までを除く)

(2) 入札手続きについて

入札への参加にあたっては、入札期間中に、以下に示す①及び②双方の手続きを完了していただく必要があります。

①オンラインによる入札の実施

(ア)ジョイントグループの代表事業者には、オンラインによる入札を行っていただけます。

(イ)オンラインによる入札を行うためには、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会ホームページ上の「平成30年度オンライン手続き」(<https://reinscp.jcpra.or.jp/>)からログインを行い、資料8「オンラインによる入札手続きについて(ガラスびん)」及び資料7「平成30年度入札における電子入札委任状の取得方法の変更について」を参照のうえ、入力作業を行ってください。

(ウ)オンラインによる入札の受け付け期限は、平成30年1月26日(金)17:00までです。

②電子入札・再商品化実施契約締結委任状のとりまとめ及び郵送による当協会への送付

(ア)ジョイントグループの代表事業者は、ジョイントグループを構成する全ての事業者からの委任状を受けたうえで電子入札に参加する必要があります。

(イ)代表事業者は、「平成30年度オンライン手続き」(<https://reinscp.jcpra.or.jp/>)にて運搬事業者情報を入力し、運搬事業者の「電子入札・再商品化実施契約締結委任状」を印刷したうえで、ジョイントグループを構成する全ての運搬事業者の「代表者印」が押印された「電子入札・再商品化実施契約締結委任状」の正本のとりまとめを行ってください。なお、代表事業者は、運搬事業者から「電子入札・再商品化実施契約締結委任状」をとりまとめる際には、資料4「ガラスびん再商品化実施契約書」(見本)のコピーを提示したうえで行ってください。

※手書きの委任状の提出は無効となるので注意してください。

(ウ)代表事業者は、「電子入札・再商品化実施契約締結委任状」の正本のとりまとめが完了した後、「平成30年度オンライン手続き」(<https://reinscp.jcpra.or.jp/>)の運搬事業者入力画面から「分別基準適合物の平成30年度再商品化電子入札及び再商品化実施契約締結の受任について」を印刷し、「代表者印」を押印のうえ、当協会に郵送にて送付してください。

- (エ) 自社運搬の場合は、自社分の「電子入札・再商品化実施契約締結委任状」の提出は不要です。
- (オ) 運搬業務を自社運搬のみで行う場合は、「分別基準適合物の平成 30 年度再商品化電子入札及び再商品化実施契約締結の受任について」の提出は不要です。
- (カ) 入札に参加する再生処理事業者が再商品化製品を販売又は引き渡す再商品化製品利用事業者について、特定再商品化製品利用業者に該当する利用事業者が存在する場合、代表事業者は、資料 5 「特定再商品化製品利用事業者について」(ガラスびん) の別紙「特定再商品化製品利用事業者の登録書類」及び「再商品化実施契約締結委任状」を、「平成 30 年度オンライン手続き」(<https://reinscp.jcpra.or.jp/>) からダウンロード・印刷したうえで、事業者の「代表者印」が押印された「特定再商品化製品利用事業者の登録書類」及び「再商品化実施契約締結委任状」の正本のとりまとめを行い、当協会に郵送にて送付してください。
- (キ) 代表事業者は、「再商品化実施契約締結委任状」を取りまとめる際には、資料 4 「ガラスびん再商品化実施契約書」(見本) のコピーを特定再商品化製品利用業者に提示したうえで行ってください。
- (ク) 当協会における「分別基準適合物の平成 30 年度再商品化電子入札及び再商品化実施契約締結の受任について」、「電子入札・再商品化実施契約締結委任状」、「特定再商品化製品利用事業者の登録書類」及び「再商品化実施契約締結委任状」の受け付け期限は、平成 30 年 1 月 26 日(金)(当日消印有効)です。
- (ケ) 「分別基準適合物の平成 30 年度再商品化電子入札及び再商品化実施契約締結の受任について」及び「電子入札・再商品化実施契約締結委任状」、「特定再商品化製品利用事業者の登録書類」及び「再商品化実施契約締結委任状」の郵送にあたっては、封筒に「委任状在中」と朱書きのうえ、通常郵便物として、必ず発送日の記録(消印)が残る簡易書留・特定記録郵便及びレターパックプラスを利用してください。(宅配便・ゆうパックの利用は受け付けません。)

以上

(運搬事業者とジョイントグループを形成する際の準則)

再生処理事業者は、以下の事項にもとづいて運搬事業者とジョイントグループを形成してください。

(1) 運搬事業者が以下の条件を満たしていること。

① 4 素材の容器包装の運搬に共通の事項

- (ア) 価格が公正かつ適正であること。
- (イ) 常時連絡可能な連絡先を有していること。
- (ウ) 積み込み用機材（フォークリフト、ショベルローダー等）が操作できること。
- (エ) 市町村等の依頼に応じて、2 週間以内に引き取り・運搬が行われること。
- (オ) 契約期間中の引き取り・運搬業務が保証されること。
- (カ) 法施行令第 9 条に定める基準に合致すること。
- (キ) 関連法令及び地方自治体の定める条例に適合していること。

② ガラスびんの運搬に特有の事項

(ア) ガラスびん用カレット再生処理事業者への運搬においては、ガラスびんに悪影響を与える異物となる土石、鉱さい等の混入の恐れがある車輛で運搬しないこと。

③ PET ボトルの運搬に特有の事項

(ア) 無蓋車の場合は、飛散対策が講じられること。

④ 紙製容器包装の運搬に特有の事項

- (ア) 無蓋車の場合は、飛散対策が講じられること。
- (イ) 雨水対策が講じられていること。

⑤ プラスチック製容器包装の運搬に特有の事項

- (ア) 無蓋車の場合は、飛散対策が講じられること。
- (イ) 雨水対策が講じられていること。

(2) その他運搬事業者に対して考慮すべき、運搬に共通の事項

- (ア) 価格
- (イ) 積載トン数別の車輛保有台数（専用車輛台数、兼用車輛台数等）、形式（平ボディー、ダンプタイプ等）
- (ウ) 入札対象となる容器包装の引き取り・運搬業務を実施した経験の有無
- (エ) 入札対象となる市町村において一般廃棄物等の運搬もしくは許可を受けてその業務を実施した経験の有無

ジョイントグループにより入札に参加する際には、当協会が本準則の遵守状況等について確認します。

(参考)

J R 貨物及び船舶会社（フェリーを含む）の入札及び再商品化実施契約の 取り扱いについて

J R 貨物及び船舶会社（フェリーを含む）の入札及び再商品化実施契約における取扱いは、以下のとおりです。

1. JR 貨物の取り扱い

入札書において、運搬事業者としてジョイント・グループを形成する必要があります。また、オンライン画面への入力を行い、電子入札・再商品化実施契約締結委任状を提出する必要があります。

2. 船舶会社の取り扱い

運搬の形態によって、入札時における運搬事業者としてのジョイント・グループの形成／オンライン画面への入力／電子入札・再商品化実施契約締結委任状の提出の要・不要が異なります。

下記の表に従い、判断することとなります。

ケース	ジョイントグループの形成／オンライン画面への入力 / 電子入札・再商品化実施契約締結委任状の提出の必要性
運搬車が、そのままフェリーに乗って分別基準適合物を運搬する場合	ジョイントグループの形成等及び電子入札・再商品化実施契約締結委任状の提出等は、 不要 です。
運搬車が、分別基準適合物を荷台に載せたままフェリーに乗るが、ヘッドを取り外し、荷台だけがフェリーに乗っていく場合	フェリー会社は分別基準適合物の運搬事業を行っていることとなります。 ジョイントグループの形成等及び電子入札・再商品化実施契約締結委任状の提出が 必要 となります。
運搬車から船舶（フェリーを含む）に分別基準適合物の積み替えを行う場合	船舶会社（フェリー会社を含む）は、分別基準適合物の運搬事業を行っていることとなります。 ジョイントグループの形成等及び電子入札・再商品化実施契約締結委任状の提出が 必要 となります。

以上